

○ 危険物の規制に関する政令の一部改正に伴う所要の改正

- ・ 改正内容  
消防法上の危険物に「炭酸ナトリウム過酸化水素付加物」が追加されることに伴い、当該危険物の貯蔵及び取扱いに係る基準等の経過措置について規定する。
  
- ・ 施行日 平成24年7月1日